

凍結防止剤購入仕様書

第1条 目的

本仕様書は、長野市建設部が使用する凍結防止剤の購入に関し必要な事項を定め、契約書の適正な履行の確保を図るものである。

なお、本仕様書に明記されていない事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

第2条 契約単価

この契約単価には、凍結防止剤の原価、販売手数料、品質試験成績書作成費、運搬費、充填費、袋代、保管料、納入場所（倉庫等）への倉入れ、凍結防止剤の納入に要するすべての費用を含むものとする。ただし、空袋の運搬・処分費は含まない。

第3条 納入計画書

凍結防止剤納入者（以下「納入者」という。）は、契約締結後速やかに長野市建設部の除雪担当職員（以下「担当職員」という。）に運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他の必要と認められる事項を記載した「納入計画書」（様式は任意）を提出し、承諾を得なければならない。

第4条 購入予定数量

凍結防止剤の購入予定数量は、塩化カルシウムを約 730 t 及び塩化ナトリウムを約 1,460 t とする。なお、特に年末年始から 2 月までの安定供給を確保すること。

第5条 納入期限

納入者は注文を受けた都度、必要とされた量を担当職員が指定した場所及び期日までに迅速かつ確実に納入しなければならない。但し初回の納入分は、11 月中に完納すること。

第6条 納入立会

納入にあたっては、担当職員あるいは凍結防止剤散布委託業者と立会い、納入量及び品質の確認を受けるものとする。

第7条 納入場所

以下に記す場所とする。ただし、担当職員が下記以外の場所を指示した場合は、その指示に従わなければならない。

NO	名 称	所 在 地	連 絡 先
1	粒状凍結防止剤 (塩化カルシウム)	1 市内の凍結防止剤散布委託業者（約 36 社） 2 長野市役所本庁、27 支所、長野市建設部維持課詰所（松岡） 3 往生地地区、箱清水地区、茂菅地区、長野県道路公社の保管場所	長野市役所建設部維持課 電話：026-224-7034
2	粒状凍結防止剤 (塩化ナトリウム)	1 市内の凍結防止剤散布委託業者（約 36 社） 2 長野市役所本庁、27 支所、長野市建設部維持課詰所（松岡） 3 往生地地区、箱清水地区、茂菅地区、長野県道路公社の保管場所	長野市役所建設部維持課 電話：026-224-7034

なお、長野市建設部維持課詰所（松岡）への納入は、吊り上げ機械の機能上、一梱包 1 t 以下で納入すること。

また、各支所及び凍結防止剤散布委託業者への納入にあたり、運搬路の幅員又は納入場所の状況により大型車での納入が困難な場合があるため、臨機の対応をすること。

第 8 条 凍結防止剤の規格

- (1) 凍結防止剤は、下記の規格に適合しなければならない。
 - ア 粒状凍結防止剤（塩化カルシウム） 別表―1、別表―3 による。
 - イ 粒状凍結防止材（塩化ナトリウム） 別表―2、別表―3 による。
- (2) 凍結防止剤の材料は、あらかじめ品名、製造元または生産地、品質規格を添付した「材料承諾書」（様式は任意）と材料見本を提出し、担当職員の承諾を得なければならない。なお、凍結防止剤の品質を判定できる資料については、公的試験機関による品質試験成績書とする。
- (3) 納入者は、その品質に疑義が生じ担当職員より物品の品質規格についての検査を指示された場合は、その指示に従い品質試験成績書を速やかに提出しなければならない。なお、これに要する費用の別途支払いは行わないものとする。
- (4) 品質の保証期間は 1 年間とし、凍結防止剤の材料が固結し、担当職員が散布作業に支障があると認めた場合、又は、袋が破袋した場合には、全て納入者の責任において取り替えなければならない。
- (5) 本契約により納入される凍結防止剤（塩化カルシウム）の原材料は、国産品に限るものとする。

第9条 包装袋の材料

- (1) 詰包装袋は、運搬及び散布機械への投入作業に支障がなく、湿気を通さない材質のものとし、事前に担当職員の承諾を得るものとする。
- (2) 500kg及び1t 詰フレコンバッグに使用する包装袋は、運搬及び散布機械への投入作業に支障がないものとし、湿気を通さず、その荷重に十分耐えられる材質のものとし、事前に担当職員の承諾を得るものとする。

第10条 包装袋の回収・処分

使用後の空袋は、発注者が排出事業者として処理します。(別途契約予定)

第11条 その他

大型倉庫等があり、保存量を十分確保でき、緊急時にも対応が可能であることとする。

別表－ 1

品 名	粒状凍結防止剤（塩化カルシウム）
規 格	5 kg ・ 25 kg ・ 500kg／袋入り、粒状、配達料込み
品 質	塩化カルシウム（C a C l ₂ ） 7 0 %以上
粒 度 分 布	中心粒径 1.5～5.0mm が 8 5 %以上で、7.0mm 以上、1.0mm 以下がそれぞれ 1 %以下
固 結 状 況	土砂及び木片その他不純物を含まず、凍結防止剤散布作業に支障のないもの

別表－ 2

品 名	粒状凍結防止剤（塩化ナトリウム）
規 格	5 kg ・ 25 kg ・ 500kg／袋入り、粒状、配達料込み
品 質	塩化ナトリウム（N a C l） 9 5 %以上
粒 度 分 布	中心粒径 2.8～5.6mm が 8 5 %以上
固 結 状 況	土砂及び木片その他不純物を含まず、凍結防止剤散布作業に支障のないもの

別表－ 3 10%濃度水溶液

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03m g／リットル
シアン化合物	シアン 1m g／リットル
有機燐化合物	1m g／リットル
鉛及びその化合物	鉛 0.1m g／リットル
六価クロム化合物	六価クロム 0.5m g／リットル
砒素及びその化合物	砒素 0.1m g／リットル
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005m g／リットル
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（P C B）	0.003m g／リットル
チウラム	0.06m g／リットル
シマジン	0.03m g／リットル
チオベンカルブ	0.2m g／リットル
セレン及びその化合物	セレン 0.1m g／リットル
ほう素及びその化合物	ほう素 10m g／リットル
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8m g／リットル
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計 100mg／リットル

- ・ 有害物質の種類は、「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）別表第一の上欄に掲げる 27 種類のうち、揮発性物質を除いた表に示す 16 種類の物質とする（令和 6 年 4 月 1 日施行）。
- ・ 当該物質の許容限度は、「排水基準を定める省令」別表第一の下欄に掲げる許容限度とする。